

○ 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働省告示第一号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「略」 2 「略」 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇六 略」 七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項 イ 「略」 ロ BIの算出方法 ハ ILMの算出方法</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一〇六 同上」 七 「同上」 イ 「同上」 ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。） ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項 (1) 当該手法の概要 (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）</p>

ニ|| オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ|| オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

「八・九 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1)|| B I が一十億円以下で、かつ、I L M を一とする場合 B

I 及びB I C の額並びにオペレーショナル・リスク相当額

(2)|| (1)に掲げる場合以外の場合 B I 及びB I C の額、オペレ

ーショナル・リスク相当額、I L M の値並びにオペレーシヨナル・リスク損失の推移

「削る。」

ホ 「略」

「二〜八 略」

5 「略」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「八・九 同上」

4 「同上」

一 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち金庫が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1)|| 基礎的手法

(2)|| 粗利益配分手法

(3)|| 先進的計測手法

ホ 「同上」

「二〜八 同上」

5 「同上」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ B Iの算出方法

ハ I L Mの算出方法

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無(連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む)。

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む)。

「九・十 略」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇七 同上」

八 「同上」

イ 「同上」

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む)。

ハ 先進的計測手法を使用する場合に次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む)。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「九・十 同上」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ」ハ 略

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) BIが一千億円以下で、かつ、ILMを一とする場合 B

I及びBICの額並びにオペレーショナル・リスク相当額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額、オペレ

ーショナル・リスク相当額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

「削る。」

ホ 「略」

「三〇九 略」

5 「略」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ」ハ 同上

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

ホ 「同上」

「三〇九 同上」

5 「同上」

(別紙様式第一号)

項目	当期末	前期末
[略]		
[項を削る。]		
[略]		

(注)

(1)・(2) [略]

(3) リスク・アセット等

[a~d 略]

[削る。]

(4) [略]

(別紙様式第一号)

項目	当期末	前期末
[同左]		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
[同左]		

(注)

(1)・(2) [同左]

(3) リスク・アセット等

[a~d 同左]

e 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十八条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) [同左]

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
[略]		
[項を削る。]		
[略]		

(注)

(1)・(2) [略]

(3) リスク・アセット等

[a~d 略]

[削る。]

(4) [略]

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
[同左]		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
[同左]		

(注)

(1)・(2) [同左]

(3) リスク・アセット等

[a~d 同左]

e 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) [同左]

備考 表中の「[]」の記載は、お家規定の「事務簿を付した標記部分を除く全額を付した簿簿は注記による」